

台風に対する船舶対応表

	発令時期	船舶等の措置
第一警戒体制（荒天準備）	台風等が木更津港に接近するおそれがあると判断された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船舶は台風等の動向に留意し、必要な荒天準備を整えること。 2 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止出来るように準備する。 なお、危険物荷役・港内工事作業については、中止基準を遵守すること。 3 A I S搭載船はA I Sを常時作動させること。 V H F 装備船は常時V H Fを聴守（国際V H F c h 1 6）すること。 4 岸壁・棧橋等水際線付近にある物件等の高潮、高波、強風による流出防止を強化すること。 5 その他必要事項
第二警戒体制（避難勧告）	<p>「台風等が木更津港に接近する公算が極めて『大』と判断された場合」</p> <p>あるいは</p> <p>「木更津港が重大な影響を受けると判断された場合」</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数500トン以上の船舶は離岸又は離棧して万全の措置をとること。 2 総トン数500トン未満の船舶は安全な場所に避難すること。 3 静隠度の高い係留施設に停泊する船舶及び耐航性が不足している船舶等が当該係留施設において待機する場合は、係留策の増し取り等の係留強化策を講じること。 4 A I S搭載船はA I Sを常時作動させること。 V H F 装備船は常時V H Fを聴守（国際V H F c h 1 6）すること。 5 木材等流出防止のため、厳重な見回り監視体制を強化すること。 6 その他必要事項